令和8年10月30日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小太刀　顧報

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2　本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3　件名リスト

一連番号	件　　名	納入(履行) 場所	納　期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備　考
31	空気調和機保守整備・点検役務	足寄分屯地	9.2.26	8.10.30	8.11.16　2400	8.11.17　1000	全省庁統一資格は問わない	仕様書、調達要領指定書、見積書

4　仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒０８９－３７２５
北海道足寄郡足寄町平和１７３番地
陸上自衛隊足寄分屯地　足寄弾薬支処会計科　担当：鎌塚
TEL：０１５６－２５－５８１１（内線）３４７　**（自動音声の場合内線３４７＃を押してください。）**
FAX：０１５６－２５－５８１１（内線）３４８
※ＦＡＸ送信の方は０１５６－２５－５８１１をダイヤルし、ポーズを１０回入力し、接続先ＦＡＸ番号３４８を入力しておかけ下さい。
その他のお問い合わせは、２１１を押すか、そのまましばらくお待ちください。ＦＡＸが繋がらない場合はメールでも可能です。
メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

調達要求番号：６３７Ｂ１ＡＱ０００５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号	ＧＳ６１１２３６２８３	仕　様　書　番　号	
空気調和機保守整備・点検役務		ＮＡＳ－Ｚ２１００３４	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年１０月２８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科管理班

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，足寄弾薬支処において実施する空気調和機保守整備・点検役務（以下，“役務”という。）において必要な事項を規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は，国土交通省公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b)　法令等

フロン排出抑制法

2　役務に関する要求

2.1　役務実施場所

役務実施場所は，調達要領指定書によって指定する。

2.2　役務実施機器

役務実施機器は，調達要領指定書によって指定する。

2.3　役務の内容

役務の内容は，調達要領指定書によって指定する。

3　品質保証

3.1　試験

a)　試験は各機能の動作・異音等の有無及び冷媒ガスの漏れを確認するものとし，試験（測定）に必要な器材等は受注者等が準備するものとする。

b)　試験等に使用する計測器は，特に指定されない場合においても，適切な期間を定めて校正を行い，精度維持に努めるものとする。“計量法”などに定められたものは，これに従うものとする。

3.2　監督及び検査

監督及び検査は発注者が定める，監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

a)　役務上必要な書類等は速やかに監督官へ提出する。

b)　役務実施に先立ち，役務開始届，現場代理人届，役務工程表を作成・提出し，役務終了後，役務完了届，役務写真，保守整備点検表（様式任意）を監督官へ提出する。

4.2　秘密保全及び安全管理

4.2.1　役務写真

a)　各施設での役務写真の撮影は監督官立会いのもと主要な作業段階，その他監督官の指示する場所を撮影しＡ４－Ｓ版に整理の上，監督官へ提出する。

b)　役務写真は提出用に整理後，受注者等の責任において，デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし，フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。

4.2.2　仕様書等

受注者等は，発注者から貸与された仕様書等を本役務関係者以外に貸出，複写，閲覧をさせてはならない。

4.2.3　安全管理

a)　役務実施場所以外への無断立入は禁止する。

b)　受注者等は，常に役務の安全に留意し現場管理を行うとともに，万一役務実施中に事故又は災害が発生した場合には，最善の応急処置を講じるとともに，直ちに監督官及び関係官公署に報告しなければならない。

4.3　補償

a)　本役務後に生じた故障等の修復については，その原因が受注者等の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は，修復すべき補償義務を負うものとする。その補償は役務完了検査後１年間とする。

b)　本役務の実施中，受注者等の行った作業が原因となって既存の施設等を破損させた場合，受注者等に損害賠償させるものとする。

4.4　疑義

仕様書等の内容，又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし軽微なものについては監督官に従うものとする。

4.5　役務諸経費

本役務に使用する資器材及び水・電力はすべて受注者等で準備するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６３７Ｂ１ＡＱ０００５
	調達要求年月日	令和　８年１０月２８日
	作成部課	足寄弾薬支処総務科管理班
	作成年月日	令和　８年１０月２８日
	仕様書番号	ＮＡＳ－Ｚ２１００３４

指　定　事　項

1　役務実施場所

役務実施場所は，足寄分屯地庁舎１階とする。

2　役務実施機器

場　所	メーカー	室内機	室外機
庁　舎	三菱電機株式会社	ＧＨＤ－１２６－Ｂ	ＰＵ－ＣＲＰ８０ＨＡ１３

＊製造年月　２０１４年１１月

3　役務の内容

a)　圧縮機，送風機，動力伝達装置（Ｖベルト等），安全装置，自動制御装置及びその他付属品の点検整備

b)　冷却器（凝縮器）の点検整備及び内外の清掃

c)　機器回転部の調整及び給油並びに振動異常音等の点検・確認

d)　冷媒配管系統の漏れ点検・調整及びスケール等の除去

e)　各種バルブ，フィルター，ストレーナーの点検・調整・清掃

f)　圧縮機等の圧力の測定

g)　電気回路の測定

h)　パッケージユニットの手入れ

i)　総合動作の確認・運転操作及び技術上の助言・指導

j)　その他必要と認められる箇所の点検・調整・整備・清掃を行うほか，部品交換・修理の所要が発生した場合及び冷媒ガスの充填が必要な場合は，監督官の指示を受けるものとする。

k)　点検項目の細部については，保守整備点検表（様式任意）によるものとし，監督官立会いの元，点検を実施するものとする。

見　　積　　書

件名リスト一連番号	31

見積金額￥

（消費税及び地方税を含まない。）

品　　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額
空気調和機保守整備・点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				

納 入（履 行） 場　所	足寄分屯地	納　　期 （履行期限）	9.2.26
契 約 保 証 金	（免　除）	入札（見積）書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小　太　刀　　顧　報　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

（注）押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。